

各種詐欺にご注意ください ～代表事例紹介（架空請求詐欺）～

【メールマガジン 2020 年 2 月号から抜粋】

『架空請求詐欺』

○概要

架空請求詐欺とは、架空の事実を口実に金品を請求する文書を送付するなどし、指定した預貯金口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺です。

犯人は目星をつけた相手に対し、スピード違反の罰金や公共料金の未払いなどの名目で、すぐにこれを支払うよう電話をかけたりメールを送ったりし、相手が拒否した場合は、警察に逮捕されるなどと相手を威迫する手口が多いことから「ペナルティ詐欺」とも言われます。当地にあっては、ATO（国税庁）の職員を名乗り、未払いの税金を支払うよう求める通称「ATO詐欺」が特に多く、未だにこの種手口により被害に遭うケースが後を絶ちません。

また、このような詐欺請求が電子メールで送信される際、「違反金の請求詳細」などとしたリンクや添付ファイルが付随している場合があります、これらを開くことで、コンピュータがウイルスに感染するケースもあります。

○防衛策

- ・脅迫的文言に惑わされないようにし、一呼吸置いて内容が真実かどうかを確認するようにしてください。
- ・相手が求める支払い方法に注目してください（一般の信頼ある組織、企業がギフトカード、電信送金、ビットコインなどで支払いを求めることはありません）。
- ・請求先が著名な会社や政府機関である場合、これらに直接電話して事実の有無を確認してください。この場合の連絡先として、電話帳を利用するなど相手が示した連絡先以外のものを使用してください。

「詐欺から身を守るための7か条」

- 1 詐欺の可能性を常に意識すること
- 2 取引相手を調査すること
- 3 疑わしいテキストやポップアップウィンドウ、またはメールを開封しないこと
- 4 個人情報を実際に保管すること
- 5 異常な決済方法に注意すること
- 6 パソコン（スマートフォン含む）を安全に管理すること
- 7 パスワードは慎重に選択すること

※万一被害に遭われた場合、「131-444」に電話し、警察に届けてください。

※参考 URL

○スキヤム・ウォッチ（最新手口の紹介）

www.scamwatch.gov.au

○オーストラリア・サイバー・セキュリティ・センター（サイバー・スペース上での
手口紹介・被害報告）

www.cyber.gov.au